

利用対象者

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など、日常的に判断能力が不十分なために、必要な福祉サービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが難しい方が支援の対象となります。また、本事業の利用は本人との契約に基づくため、本人の利用意思と契約能力が必要です。

※契約能力とは、本事業の契約内容を理解する能力であり、「自分の基本情報や現在の状況を認識していること」、「生活状況と支援の必要性の認識」、「支援内容や利用料などの理解」、そしてその記憶や意思が持続することが必要です。
医師による診断や、療育手帳、精神保健福祉手帳の有無は問いません。また、居宅で生活している方に限らず利用可能です。

判断能力がある方	判断能力が不十分な方	判断能力を欠く・著しく不十分な方
× 原則利用不可 ● 身体障害や肢体不自由、浪費癖、お金の管理が苦手といった理由のみの場合	○ 利用対象	× 原則利用不可 ● 利用意思を確認できない ● すでに成年後見人等が選任されている等

支援内容

「福祉サービスの利用援助」を基本とし、必要に応じて「日常的金銭管理サービス」「書類等の預かりサービス」を組み合わせる支援します。具体的な支援の内容や方法は、本人と市町社会福祉協議会が話し合い、本人の能力や生活環境をふまえて決定します。その内容を契約書と支援計画に記載し、取り交わします。

福祉サービスの利用援助

基本

福祉サービスの利用に関しての相談対応・情報提供・助言を行い、利用手続きや利用料の支払いを支援します（必要に応じて専門機関につなぐことを含みます）。また、福祉サービスの苦情の相談や、解決に向けた支援、日常生活に必要な行政手続きなどもサポートします。

日常的金銭管理サービス

年金や福祉手当の受け取りに必要な手続きの支援をします。
計画的なお金の使い方を一緒に考え、生活費を金融機関から出金したり、家賃、公共料金（電気・ガス等）、福祉サービス利用料等の支払いを支援します。

書類等の預かりサービス

預貯金通帳、金融機関届出印、契約書類、年金証書等の公的書類をお預かりします。

サービスの利用には利用料がかかります。利用料や支援内容については、市町社会福祉協議会によって異なりますのでお問い合わせください。

地域福祉権利擁護事業で支援できないこと

入院手続き・施設入所・福祉サービス等、契約の代理

本事業でできることはあくまで手続きの支援であり、契約や手続きを本人に代わって行うことはできません。入院や入所の条件として利用を検討するものではなく、また身元保証人になることもできません。

本人の意思確認ができない状態での日常的金銭管理サービスの提供

本人の意思確認ができない状態（死亡・意識不明・行方不明等）では、通帳や印鑑を預かっていても預貯金の出金や支払いはできません。

大きな財産の管理や有価証券等の預かり

本事業における金銭管理は、日常生活に必要な範囲に限られます。財産管理が必要な場合は、弁護士や司法書士等の専門職をご紹介します。

支援方法

市町社会福祉協議会には、本事業の「専門員」と「生活支援員」が配置されています。専門員は、主に初期相談、面談調査（判断能力の確認を含む）、支援計画の作成や見直し、契約締結、解約調整を行い、生活支援員が支援計画に基づくサービスを提供します。
支援方法は、①相談・助言 ②連絡調整 ③同行 ④代行^{※1} ⑤代理^{※2}があり、①・②を中心に、本人の気持ちを確認し、本人の依頼を受けて支援します。（「専門員」と「生活支援員」の役割分担や支援方法は市町によって一部異なります）

※1 代行：本人が作成した書類を関係機関へ届ける。本人から預かった現金を持参し、支払いを行う。

※2 代理：法人である市町社会福祉協議会が、金融機関の本人口座の代理人となり、預貯金の払戻しのみを行う。

本事業で想定している代理権の対象は、本人が指定した金融機関口座の払戻し・解約・預け入れ手続き、福祉サービス利用料等の支払い手続きに限られます。

相談から利用の流れ

相談受付

本人または支援関係者が、お住まいの市町社会福祉協議会にご相談ください。
支援関係者の皆さまには、事前のご相談と情報提供をお願いします。

面談調査・支援内容の検討

専門員が本人と面談し、生活上の困りごとや希望等をお聴きしながら、判断能力や契約能力、利用意思を確認します。そのうえで、本人と支援内容を相談します。

※専門員が本人の契約能力を判断できない場合は、市町社会福祉協議会の審査会または滋賀県契約締結審査会に諮ります。
※判断能力に不安のある方に支援内容を理解してもらうために時間を要することがあり、また利用意思が変わることもあるため、場合によっては複数回の面談を行います。
※金融機関との事前調整や準備にも時間がかかる場合があります。

契約・支援開始

本人が支援内容について同意された後、本人と市町社会福祉協議会との間で契約を結びます。契約後、主に生活支援員が支援計画に基づき支援を行います。

※支援には利用料がかかります。（生活保護を受けている方などは減免される場合があります。利用料の取り扱い は市町社会福祉協議会によって異なります。）

利用後

定期的に支援計画を評価し、本人と相談しながら、必要に応じて支援の内容を見直します。本人の意思による契約のため、いつでも解約することが可能です。

※本人の判断能力の低下などにより、本事業による支援が困難になった場合であっても、市町社会福祉協議会は本人の生活に適した他の支援が受けられるよう努めます。

苦情の申し出先

本事業に関する苦情は、「市町社会福祉協議会」「滋賀県運営適正化委員会」[※]の窓口で受け付けています。

※滋賀県における福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、社会福祉法第83条の規定に基づき、滋賀県社会福祉協議会に設置しています。

参考

滋賀県における地域福祉権利擁護事業の状況

滋賀県では、19の市町社会福祉協議会が年間約117,000件（令和5年度）の相談援助を実施しており、これは全国第3位の多さです。人口10万人当たりの利用者数は全国平均の約2倍であり、本事業が利用者の日々の生活に寄り添った相談支援の事業として定着していることが分かります。また、利用者の内訳を見ると、全国平均では認知症高齢者が約4割（37％）に対し、滋賀県では知的障害者が約4割（43％）となっており、障害者の割合が高いことも特徴です。

地権事業利用者内訳 2023(R5)年度末 滋賀県の地権事業利用者数は全国と比較しても上位にあり、利用者種別で比較すると、知的障害者の利用が多い（43％）。

